# 金融機関向け番号制度対応支援

2013年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)が公布されました。

この法律は、個人を識別する番号である個人番号(マイナンバー)を国民1人ずつに付与し、各種行政手続の効率化と行政分野における、より公正な給付と負担を確保することを目的としています。2015年10月から個人番号が通知されました。また法人にも同じタイミングで「法人番号」が割り振られ、社会保障、税金、防災分野において個人・法人あわせた番号制度の運用が2016年より開始されました。金融機関においても、さまざまな業務および情報システムにおいて番号制度対応が必要となっています。

## 番号制度の概要

「個人番号」とは国民1人に1つ付与される番号であり、最新の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)とセットで管理され、誰の個人番号か特定することができます。そのため、個人番号により本人確認ができることから、他の個人情報(年金や健康保険、税金等)と連携し、利用することで、行政手続の効率化を図ることができます。

マイナンバー法では、法人に対しても「法人番号」が割り当てられ、各省庁ごとに別々にある番号が、この「法人番号」で統一されます。さまざまな行政処理において「個人番号」と「法人番号」が利用されることから、全ての民間企業での対応が必須となっています。



マイナンバーの利用範囲は、社会保障・税分野での利用に限定され、民間利活用については今後検討されることとなっています。このため、一般の民間企業にとっては、従業員等の社会保障関連事務と法定調書事務がマイナンバー法に関する主な対応範囲となります。金融機関の場合は、さらに、顧客のための法定調書事務等も対応する必要があるだけではなく、法定調書事務が不要な個人顧客の預金口座に対してもマイナンバーが適用される予定となっています。



# 個人番号関係事務実施者

社会保障分野

税分野

従業員の健康保険、 雇用保険、年金関係事務

従業員の法定調書事務

顧客等に関する法定調書事務 預金口座へのひもづけ 個人番号利用事務実施者

年金事業者から委託を受けた 場合の左記事務

金融機関の対応範囲

# 多岐にわたる検討事項

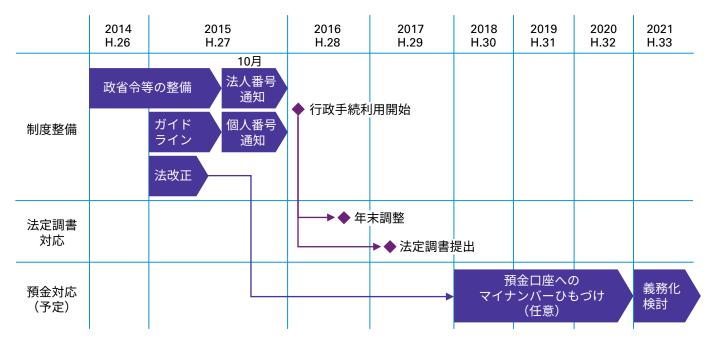
番号事務対応は、単なる税務に限らず、取引時確認等の対顧客手続、システム など多岐にわたります。さらにマイナンバーは通常の個人情報よりも厳格な情報保護措置が求められます。このため、導入にあたってはさまざまなマイルストンを念頭に、部門横断的なプロジェクト管理が求められます。

一般の

民間企業の 対応範囲

#### 番号制度対応スケジュール

2016年1月からの番号制度運用開始に伴い、マイナンバー法や関連法令への対応、個人番号を利用する業務手続や情報システムの見直し、さらには関連情報取得のための顧客対応に向けた綿密な対応計画策定が求められています。



対応計画策定にあたっては、システム開発、役職員への研修、顧客への説明、情報保護などのさまざまな要素間の依存関係や制約条件を勘案する必要があり、それぞれの対応を担う関連部門間での綿密なコミュニケーションが番号制度対応の重要なカギとなります。

### サービスの概要

金融機関が検討すべき論点	KPMGの支援例
1. 自社業務への影響見極めと対応計画策定	プロジェクト立上げ、影響度分析と対応ロードマップ策定支援
2. 取引時確認など関連事務の見直し	KYCノウハウを生かした設計支援、関連事務規定策定支援
3. システム対応	要件定義支援、ベンダー管理支援
4. 顧客への周知と番号情報収集	対顧対応計画策定、対顧ヘルプデスク立上支援
5. 情報保護措置対応	特定個人情報保護態勢整備支援、評価実施支援
6. 民間利用としての動向調査と業務企画	他社動向も踏まえた方針策定・計画策定支援
7. プロジェクト全体の管理	PMO支援

有限責任 あずさ監査法人 金融事業部 金融アドバイザリー部

**〒**100-8172

東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

TEL: 03-3548-5125 FAX: 03-3548-5109

financialservices@jp.kpmg.com

本リーフレットで紹介するサービスは、公認会計士法、独立性規則及び利益相反等の観点から、提供できる企業や提供できる業務の範囲等に一定の制限がかかる場合があります。詳しくはあずさ監査法人までお問い合わせください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証のりではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. 16-1224

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.